

日韓合同シンポジウム内規

2019年6月26日に交わした覚書に基づき、日韓合同シンポジウムは以下の要領で開催する。

1. 日韓の基礎老化学会の良い関係を維持するため、また若手研究者育成のため、今後も合同シンポジウムを開催する。
2. 合同シンポジウム開催時には、日韓それぞれの幹部メンバーのミーティングを行う。
3. ホスト国がシンポジウムを企画し、執り行う。
4. シンポジウムは5人の研究者を招待する。
宿泊費と参加費は学会が支払い、旅費は参加者自身が支払う。
5. 原則として奇数年（2019年など）は韓国側で開催し、偶数年（2020年など）は日本側で開催する。

附則

この内規は2021年12月8日から施行する。